

- 3 賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の趣旨に賛同しその事業に協力するために入会した個人又は法人（団体を含む）とする。

（会員の資格取得）

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び会費）

第7条 会員は、総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し総会の1週間前までに除名する旨の通知をするとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に対し、決議を行う前に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 会長は、除名をしたときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

（会員の資格喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費を2年以上滞納したとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である法人及び団体が解散、消滅したとき

（会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が第8条から第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。